

【平成24年3月 健康保険料率・介護保険料率改定のお知らせ】

このたび、平成24年3月1日より、健康保険料・介護保険料率が改定されます。

これに伴い、「給与スタンダード」「給与人事パーフェクト」におきまして、下記作業が必要になりますので、お知らせ致します。

- (1) 「健保/厚生年金料額表」(その他メニュー)の料率の変更、ならびに、社員への適用
- (2) 「賞与基本情報」(賞与メニュー)の、健康保険(介護保険該当者)の料率の変更

手順にそって処理をお願いいたします。

この説明書では、全国健康保険協会管掌健康保険(協会健保)兵庫支部の健康保険料率・介護保険料率に基づいて説明しておりますが、**各都道府県により保険料率が異なります**ので、ご注意ください。

また、組合の健康保険に加入されている場合は、**本人負担の2倍の率**を設定して運用してください。

今回は新プログラムの送付はありません。

よろしくをお願いいたします。

【作業時期と手順】

■【1】「その他」メニューの「健保/厚生年金料額表」の再計算と、社員への適用

◆時期・・・3月の給与算の後、4月の給与算の前

通常、3月分の保険料は4月支給分給与から控除しますので、給与算上で実際にこれらの改定を行う時期は、4月になります。3月の給与計算後、4月の給与計算の前に、料額表の再算と社員への適用処理を行って下さい。(例外的に、3月分の保険料を3月支給分給与から控除している会社の場合は、2月の給与計算後、3月の給与計算の前に行ってください。)

1. 給与データのバックアップコピー(複製)

作業中のトラブルに備え、作業前に給与データのバックアップコピーをとってください。(操作マニュアル24頁参照)

2. 新料率の入力、再算

1) 「その他」メニューから、「健保/厚生年金料額表」を選択します。

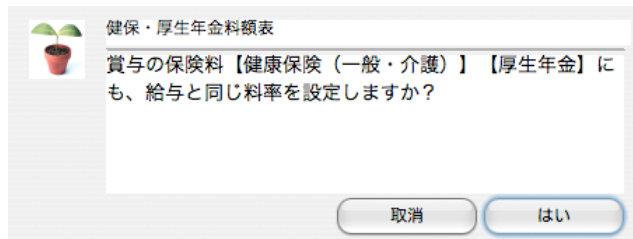
2) 健保/厚生年金料額表が画面に表示されます。画面上の健康保険の「一般」(上段)と「介護該当」(下段)の料率を新料率に変更します。

(料率は各都道府県によって異なります。下図は、兵庫支部の例です。)

料額表の端数について:この表の保険料は、被保者負担分です。被保者負担分に円未満の端数がある場合は、「事業主が、給与から被保者負担分を控除する場合、被保者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。」(協会けんぽ)となっています。

3) 「保険料再算」ボタンをクリックしますと、新しい料率に基づいた保険料額表に書き変わります。

※下記メッセージが表示されましたら「はい」をクリックします。



(料率は各都道府県によって異なります。下図は、兵庫支部の例です。)

健保・厚生年金料額表

健康保険/厚生年金保険料額表 保険料再計算 料額適用 IMPORT EXPORT 印刷 終了

健康保険 ※料率は都道府県支部により異なります。	厚生年金・男子	164.12	/1000	年金基金・男子	0.00	/1000		
一般	100.00	/1000	女子	164.12	/1000	女子	0.00	/1000
介護保険該当者	115.50	/1000	坑内員	169.44	/1000	坑内員	0.00	/1000

●保険料率の1/2が被保険者負担額となります。 被保険者分端数処理 50銭以下切り捨て51銭以上切り上げ (通常、「50銭以下切り捨て51銭以上切り上げ」です。)

等級	標準報酬 月額	報酬月額		健康保険料		厚生年金保険料		厚生基金保険料	
		以上	未満	一般	介護該当	男子	女子	男子	女子
1	58,000		63,000	2,900	3,349				
2	68,000	63,000	73,000	3,400	3,927				
3	78,000	73,000	83,000	3,900	4,504				
4	88,000	83,000	93,000	4,400	5,082				
5	98,000	93,000	101,000	4,900	5,659	8,042	8,042		
6	104,000	101,000	107,000	5,200	6,006	8,534	8,534		
7	110,000	107,000	114,000	5,500	6,352	9,027	9,027		
8	118,000	114,000	122,000	5,900	6,814	9,683	9,683		
9	126,000	122,000	130,000	6,300	7,276	10,340	10,340		
10	134,000	130,000	138,000	6,700	7,738	10,996	10,996		
11	142,000	138,000	146,000	7,100	8,200	11,653	11,653		
12	150,000	146,000	155,000	7,500	8,662	12,309	12,309		
13	160,000	155,000	165,000	8,000	9,240	13,130	13,130		
14	170,000	165,000	175,000	8,500	9,817	13,950	13,950		
15	180,000	175,000	185,000	9,000	10,395	14,771	14,771		
16	190,000	185,000	195,000	9,500	10,972	15,591	15,591		
17	200,000	195,000	210,000	10,000	11,550	16,412	16,412		
18	220,000	210,000	230,000	11,000	12,705	18,053	18,053		

3. 社員への適用

4)画面下の「料額適用」ボタンをクリックします。

5)選択画面で、上の方のラジオボタン(社員情報に登されている等級を元に、料額表の標準報酬月額、保険料を適用する)をクリックして、「適用」ボタンをクリックします。処理がすみましたら、「終了」します。この処理により、社員情報に登録されている健康保険料・介護保険料が、新料額表の料額に自動的に書き変わります。社員情報を開いて、ご確認ください。

健保・厚生年金料額表

料額表適用

※どちらかを選択してください。

社員情報に登録されている等級を元に、料額表の標準報酬月額・保険料を適用する。

社員情報に登録されている標準報酬月額を元に、料額表の等級・保険料を適用する。

キャンセル 適用

{2} 「賞与基本情報」から、給与体系別に、保険料率の変更

●{1}の操作で、賞与の保険料率も同時に新料率に書き変わっているはずですが、念のため下記の操作を行って確認してください。

◆時期・・・24年3月以降、最初の賞与入力の前

- 1) 「賞与」メニューから、「賞与基本情報」を選択します。
- 2) 次に、「2.給与体系別項目登録」を選び、登録へボタンをクリックします。
※スタンダード版では、「2.給与ユーザー設定項目登録」を選び、4)へ進みます。

※「1」「2」「3」の順に登録してください。

- 1.共通項目登録
- 2.給与体系別項目登録
- 3.項目総合計の名称登録

3) 給与体系一覧から給与体系を一件ダブルクリックします。

給与体系一覧		件数:	4
※ダブルクリックで給与体系別賞与項目へ		印刷	終了
コード	名称		
001	総務部		
002	営業部		
003	パート		
004	業務		

4) 賞与健康保険料率の、『一般』と『介護保険該当者』欄の率をそれぞれ新料率に変更します。
(料率は各都道府県によって異なります。下図は、兵庫支部の例です。)

賞与健康保険料率	
一般	100.00 /1000
介護保険該当者	115.50 /1000

賞与厚生年金保険料率	賞与厚生年金基金保険料率
164.12 /1000	0.00 /1000

●保険料率の1/2が被保険者負担額となります。

5) 登録ボタンをクリックします。※スタンダード版では、2)の画面に戻るなので、そのまま終了します。

6) 3)の一覧画面に戻るなので、他の給与体系も全同じように変更します。全変更し終わったら、終了します。